

みんなを守る119

ストーブ火災を防ぐために

本格的な冬の到来を迎え、ストーブを使用する機会も多くなります。ストーブを原因とした火災による死者は、毎年多く発生しており、特に高齢者が犠牲となる事例が大半を占めます。

ストーブによる火災を防ぐため次のことに留意しましょう。

1. ストーブの上部で洗濯物を乾かさない
2. 就寝時はストーブを消す
3. ストーブをつけたままの状態では灯油を給油・補充しない
4. ストーブはカーテンなどの燃えやすいものや壁から離す
5. スプレー缶などはストーブの近くに置かない

【粕屋南部消防本部管内の事例】

事例1

木造2階建て住宅の居室において、住人が燃焼中の石油ストーブに給油するため、消火を行わず灯油カートリッジを取り出したところ、キャップが外れ灯油が漏れ出し、石油ストーブの火が漏れた灯油に引火し火災になりました。

事例2

木造2階建て住宅の台所兼居間において、住人が石油ストーブの周囲にカセットコンロを置いたまま石油ストーブに火を点けたため、ガスボンベが加熱され破裂し、漏洩したガスに石油ストーブの火が引火し爆発しました。これにより住人が負傷(軽傷)しました。

※火災を早期に発見するため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

※住宅用火災警報器は、定期的に作動確認を行い、設置後10年を目安に交換しましょう。

問 粕屋南部消防組合消防本部(志免町大字田富170) ☎935-5111



公式ホームページはこちら



人事行政運営などの状況公表

町の人事行政運営などの状況について公表します。

※公営企業(上下水道事業)職員の給与などについては、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ
はこちら▶



1 総括

▶人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件比率(B/A)
14,492,425千円	1,749,490千円	12.1%

(注)人口36,999人(令和6年1月1日現在)
人件費には、特別職の給料・報酬も含まれます。

▶給与費の状況(令和5年度普通会計決算)

給料	職員手当	期末・勤勉手当
560,034千円	119,501千円	237,459千円

1人当たりの給与費5,363千円(職員数171人)

2 給与など(令和6年4月1日現在)

▶平均給料月額、平均給与月額および平均年齢

職種	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	310,100円	377,200円	42.8歳
技能労務職	217,900円	258,800円	37.3歳

▶職員の初任給

区分	初任給
一般行政職	大学卒 187,300円
	高校卒 166,600円
技能労務職	164,000円

▶職員手当の状況

区分	内容
賞与	期末・勤勉手当 年間4.5月分
地域手当	給料および扶養手当の合計額の3%
その他条例により支給される手当	扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・管理職手当など

3 職員数(令和6年4月1日現在)

▶職員の採用状況

令和5年度採用者数	一般事務	技能労務職
	8	2

▶職員の退職状況

令和5年度退職者数	定年	自己都合	その他
	0	3	1

(注)その他：任期満了による退職、他の行政機関などへの転出または死亡による退職

問 総務課 人事秘書係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

▶年齢別職員構成の状況

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳
職員数	0	3	10	26
区分	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳
職員数	20	19	16	23
区分	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数	32	21	14	12

▶一般行政職の級別職員数の状況

級数	標準的な職務内容	構成比
1級	主事・技師	6.4%
2級	主任主事・主任技師	20.7%
3級	主査・指導監	27.9%
4級	係長・主任主査・参事	22.9%
5級	課長補佐・局長補佐	11.4%
6級	課長・局長	10.7%

▶部門別職員数の状況

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数
			令和5年度	令和6年度	
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	3	3	0
		総務	50	48	▲2
		税務	18	16	▲2
		労働	0	0	0
		農林水産	3	3	0
		商工	3	3	0
		土木	10	11	1
		民生	43	41	▲2
		衛生	16	22	6
		計	146	147	1
		教育部門	25	25	0
		小計	171	172	1
公営 企業 など 会計 部門	水道	9	9	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	9	9	0	
	小計	24	24	0	
合計			195	196	1

(注)職員数は一般職に属する職員

11月9日(土)～15日(金)の秋季火災予防運動にあわせて、10日(日)に、防火演習を行いました。

今回の演習では、宇美公園内ではこの不始末から火災が発生し、近隣住民が初期消火活動をするも消し止めることができず延焼し、119番通報に至ったものと想定し、火点に向けて一斉放水を行いました。

また、12月25日(水)～29日(日)は、年末特別警戒期間です。ストーブなどの暖房器具を使う機会が増え、火災が発生しやすくなります。期間中は、初日と最終日の7時と21時にサイレンを鳴らします。そので、火災とお間違ひになりませぬようお願いいたします。



問 地域コミュニティ課 危機管理係 ☎933-5500 FAX934-2275